

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年7月4日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 調達内容

- (1) 入札番号 1
- (2) 購入物品及び数量 高速液体クロマトグラフ 1式
- (3) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (4) 納 入 期 限 令和7年12月12日（金）
- (5) 納 入 場 所 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1
静岡県中部健康福祉センター 化学検査課
- (6) 入 札 方 法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「理化学機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は営業所を置く者であること。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる事項を証明する書類を令和7年7月16日（水）午後4時までに入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

- (1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (2) 納期限までに納入する物品を用意する能力があること。
- (3) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるようメンテナンス体制が整備されていること。

4 仕様書・入札説明書の交付場所、交付期間等

- (1) 交付場所及び担当部局

〒426-0075 静岡県藤枝市瀬戸新屋362の1

静岡県出納局中部出納室

電話番号 054-644-9141

- (2) 交付期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月16日（水）まで

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

5 入札手続等

- (1) 入札執行の日時及び場所

日時 令和7年8月1日（金） 午前9時30分

場所 〒426-0075 静岡県藤枝市瀬戸新屋362の1

静岡県藤枝総合庁舎別館2階第2会議室

- (2) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。